

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根3号炉設置変更許可）【13】

2. 日時：令和4年11月30日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、小林主任安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

システム安全研究部門

柴技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

塚本主任技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他1名

電源事業本部 炉心技術グループ 副長 他5名※

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

炉心設計部 チーフスペシャリスト

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所3号炉の設置変更許可申請書のうち、炉心解析等に用いる解析コード（LANCR/AETNA）について、令和4年11月15日、11月29日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【炉心解析コード（LANCR/AETNA）（重要現象についてのモデル化と妥当性確認について）】

○ PIRTにおいて抽出した物理現象と階層構造分析結果との対応の確認だけでなく、物理現象を抽出した過程についても説明すること。

○ PIRT作成プロセスにおける時間領域の分割について、定常的な現象と燃焼のように変化する現象の取り扱いについて説明すること。

○ 階層構造分析により整理した物理事象と、PIRTで抽出した物理現象の小項目との関連を説明すること。

○ 各PIRTにおいてLとした項目の考え方の中で、「解析に与える影響は十分に小さいため」又は「参考文献をもとに」としているものについて、その理由を補足して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

なし